

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
TEL 06-6765-8904
FAX 06-6765-8905

府人勧どおり、給料・一時金を4月に遡って引上げ 地域手当の引き上げ、非常勤職員の病気休暇10日を有給化

2025府労組連秋季闘争

11月11日、18日と府労組連（大阪府関連労働組合連合会）は秋季要求の実現を求めて府当局との団体交渉をおこないました。

18日、総務部長は府労組連に対し、秋季要求に対する最終回答をおこないました。

全職員の賃上げを 交渉で要求実現

大阪府人事委員会勧告では、職員給与は、民間給与より、12636円下回っているとし、初任給と若年層に重点を置きつつも、全職員の給料月額、一時金（ボーナス）、地域手当の引き上げを勧告しました。中高年齢の賃上げにつ

いては、昨年は3300円、一昨年は500円と低く抑制されましたが、府労組連での賃上げを求める署名などのりくみによって、今回は全職員6500円以上、地域手当1%の引き上げ勧告となりました。

今季の主な最終回答

【2025年4月に遡って実施】

- ・給料表：
初任給と若年層に重点を置いて全職員を対象に引上げ
大卒：11,000円
高卒：11,200円
おおそ40歳台後半以降一律6,500円
- ・技能労務職員給料表、非常勤職員の報酬についても準じて改定
- ・一時金（ボーナス）：年間0.05月分引上げ
（年間4.65月、再任用職員2.45月）
期末手当と勤勉手当に均等に配分 ※12月10日支給
※差額支給の時期は、条例議決後に示す
- ・地域手当：11.8%→12.8%へ引上げ
（大阪府外の支給割合の上限を16→18%）
- ・通勤手当：交通用具使用者10km以上の距離区分における月額を200円～7,100円までの幅で引上げ
- ・宿日直手当：勤務1回に係る支給額の限度6,900円に引上げ

【2026年1月より実施】

首席・指導教諭の職務の級である特2級初号の給料月額引上げ

【2026年4月より実施】

- ・通勤手当：交通用具使用者に対する65km以上～100km以上までの距離区分を新設、月額66,400円の範囲内で支給、駐車場等の利用に対し月額5,000円の範囲内で支給
- ・非常勤職員の病気休暇：
週5日勤務または週29時間以上で6か月以上の任期が定められている職員を対象に、これまでの無給休暇90日のうち10日間を有給（4月1日より）

その他

- ・常勤の臨時的任用教員の教育職給料表2級適用について、給特法改正の附帯決議や国の通知の内容を踏まえ、その取扱いを研究する

ねばり強い運動の到達

総務部長から示された最終回答では「人事委員会勧告の取扱いについては、勧告どおり実施」と回答がありました。その他の要求でも、非常勤職員の病気休暇について、常勤の臨時的任用教員の教育職給料表2級適用について、前

今回の交渉においても、職場実態や要求を訴え、府人勧にもとづく賃上げ、55歳昇給停止の廃止、再任用職員の水準引き上

げなどの検討を求めました。常勤の臨時的任用教員についても、給特法の附帯決議などを踏まえ2級適用することを求めました。

進的な回答が示されました。

回答は、私たちの切実な要求から考えれば不十分ではありますが、全職員の賃金引上げを4月に遡って実施や、ねばり強く訴えてきた要求の一部を実現させることもできました。

早急に教職員の増員、長時間過密労働解消を

11月18日、職員長との団体交渉では、大障教から「もともと実態に見合わない教員配置、ある学校では代替が配置されず、長期にわたる複数の「穴あき」が生じて、過重労働からさらに病休者が出ている、これは多くの学

校で起きている実態、教職員増はじめ早急に抜本的な対策をと訴えました。

大障教は、引き続き大教組・府労組連に結集し、すべての労働者の賃上げや労働条件の改善をめざして全力を尽くします。

大障教ホームページアドレス <http://fc06631220171211.web2.blks.jp/> Eメールアドレス：fushoukyou_1@mtb.biglobe.ne.jp

書記局の ひふしゅ

今年度、教員経験の中で初めて学習発表会の主担となった。本校の学習発表会は、音楽の学習をベースに舞台発表を構成している。子どもたちが「音楽したい！」と思ってくれるような授業実践を重ねながら、週末に迫った学習発表会にむけて、歌唱や楽器演奏等、目下練習中だ。普段と異なる環境の中で、緊張を感じつつも、自信をもって楽しそうにとりくむ子どもたちの姿はキラキラと眩しい。

障害児学校は、運動会・学習発表会・作品展・泊行事等、様々な学校行事を大切にしている。行事は、大変な側面はあるが、行事を通じて子どもたちは様々な「文化」にふれ、楽しさや達成感を感じる等、一人ひとりの成長・発達につながる大切な機会でもある。集団で学ぶ学校でしか経験できないものがそこにはある。

一方で、8月19日の中教審特別部会において、教師の働き方に関わる「学校・教師が担う業務に係る3分類」の改定案が示されたことで、今後、教師や学校が担う業務の役割分担や適正化を推進する動きのつよまりが懸念される。すでに、各校で行事の精選が検討され、教員の負担軽減の二環で府立支援学校の中でも学習発表会を廃止する学校が出てきている。各校においては、「学校行事」について、働き方改革の文脈で安易に失くすのではなく、何を大事にしたいか、どんな学びの機会にしたいか、職員論議を踏まえてよりよい形を探っていきたいものだ。

しかし、何よりも取り組むべきは、日々の授業や学校行事にゆとりをもって向き合える学校現場となるよう、抜本的な教員増による働き方改革を国や大阪府が具体化することが早急に求められる。

支援学校の専門性を崩しかねない 「担任加算」の問題が明らかに

専門性の維持・継承・発展のため、すべての教育職に加算を！

「教員の処遇改善」(提案) 第2回交渉

11月17日、大障教は「教員の処遇改善」に関して2回目の交渉を実施しました。「担任加算」を得られず、義務教特別手当の減額が押し付けられる自立活動専任や寄宿舎指導員が学校教育で果たす役割と勤務実態を発言し改善を要求しました。

府教委は「担任加算」を①「職務の負担に応じた教師の給与体系全体の見直し」、②「担任外より在校等時間が長い」、③「担任の職務の重要性、負担、困難性を踏まえた加算」、④「保護者との直接対応、学級運営の負担」としています。しかし、この間の交渉で、いずれの理由も根拠が乏しく、支援学校で働く教職員の実態を反映していないことが明白となりました。また、今回の交渉で、「担任加算」が支援学校の専門性を崩しかねない重大な問題を含むことも明らかになりました。

「聴能や早期教育専任、教科専任は必要な職」

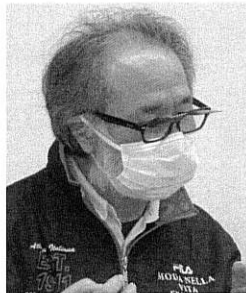


生野聴覚支援分会
中道さん

「聴能」は、子どもの定期的な聴力測定・検査、それに伴う補聴器点検・調整を病院と連携を取りながら実施している。また、「聴能の時間」などの授業も担当している。センター的機能の中心を担っている。これは、聴覚支援学校にとって非常に重要な職務。検査結果の状況を伝え、補聴器の買い替え、壊れた時の対応も、直接保護者ややり取りをする。補聴器の福祉制度利用の行政と保護者の仲介役もしている。

「学部教員と連携し学校教育支えている」

寄宿舎教員は、学部教員と寄宿舎に在る子どものことについて話をしている。保護者との連携も必要で、



寄宿舎教員部長
井原さん

今回の提案は、寄宿舎指導員に支給されている手当を減額し、それを「担任加算」に振り分ける。寄宿舎指導員は、総括寄宿舎指導員になって2級適用となつ

担任を外さないとできない大変な仕事をしているのが、専科や専任。本校では教科や通級指導、早期教育の専科・専任を配置している。これは、聴覚障害教育の専門性と担任負担を軽くするために積み上げられてきた。「加算がないのでやりません」となれば、今後の教育に影響が大きい。処遇改善からも逆行する。そのような人の処遇を取りこぼさず、何らかの手立てを講じるべき。

「自立活動専任は、専門性の維持・継承・発展に必要」

昔は自立活動専任が様々な学校に沢山いた。強制人事で自立活動の専任体制が崩れた。しかし、専門性が問われる中で、地域支援や学校内の支援を含めて、今は、自立専任を配置する学校が増えていく。各学校で工夫して

「10%増額は即時実施、4月に遡及を」

教職調整額の増額は、教員の長時間過密労働が



田崎特別執行委員

問題になり、論議が実施された。10%は、時間に換算すれば1日46分程度。休憩時間を返上して働いている勤務実態に

全く合わない。ただちに10%実現と4月遡及を。また、教員の抜本的増員を。



山内副執行委員長

に、自立専任配置を実施している。しかし、「担任加算」を得られないことで断念する学校も出てきかねない。障害児学校の専門性の維持・継承の観点から再検討すべき。

府教委の主な回答

- 職務が高い低いとか、そういうことではなく、それぞれに重要性はあることは承知しているが、国の体制が学級担任、校務類型に応じたところで学級担任と示された。
- (調整額の即時10%増額と4月遡及について) 実施するとなると府の持ち出しになるので、財源がないために困難。
- 現時点において、寄宿舎指導員に対する手当の新設は今回の提案の範囲外となり、お答えできるものはない。